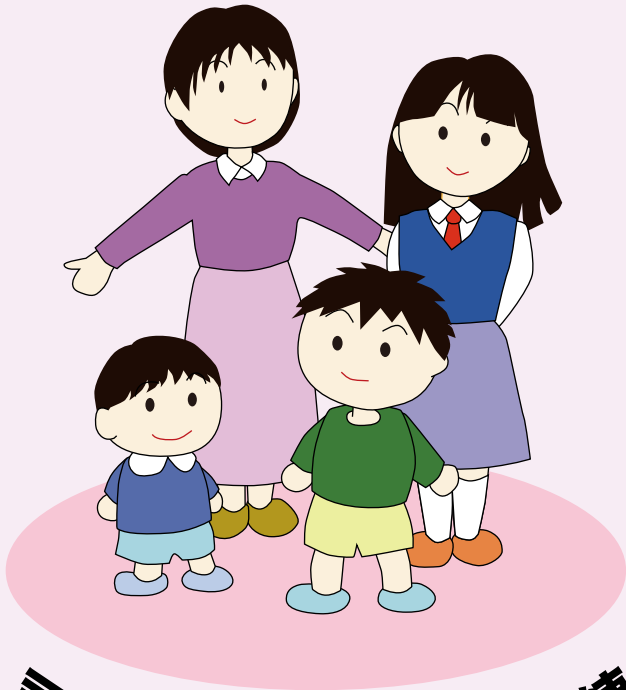


犯罪から子どもを守る



司法面接法の開発と訓練

News Letter

Vol.2

2009.11.

独立行政法人 科学技術振興機構
・社会技術研究開発センター

研究開発プログラム

「犯罪からの子どもの安全」

研究開発プロジェクト

「犯罪から子どもを守る司法面接法の開発と訓練」

司法面接法 研修

2008 年度 司法面接 研修

司法面接研修後の児童相談業務における変化（森みどり）

子どもの話をしっかりと、ていねいに聞くこと（笹川宏樹）

講演会「英国警察における面接訓練の展開」

レイ・ブル先生講演

ワークショップ

録画された子どもへの面接：面接官への反対尋問

模擬裁判で反対尋問を体験して（上宮 愛）

司法面接官に対する模擬主尋問・反対尋問を経験してみよう（秀嶋ゆかり）

2009 年度 司法面接研究会 予定表

北海道大学グループ・レポート

APSAC 研修レポート（上宮 愛）

SARMAC 会議レポート（栗田 聡子）

福岡教育大学グループ・レポート

アイトラッカー（杉村智子）

カレンダー

司法面接法 研修

2008年度 司法面接 研修

本プロジェクトでは4年にわたり、「司法面接の基礎研究」と「道内の児童相談所職員を中心とした専門家への訓練（研修）」を行い、最終的には「司法面接とその訓練プログラムのパッケージ」を作成することを目指しています。2008年度は児童相談所職員、弁護士、家裁調査官等の専門家42人に研修を行いました。15人は基礎・中級プログラムを受け、27人は基礎のみを受けられました。



基礎研修(2日間、計12時間)では、講義により問題の所在、ガイドラインの歴史、ガイドラインの基礎となる実証的研究、面接の各段階/要素

2009年1月+2月

司法面接研修

の説明を行い、面接の計画(グループワーク)、研修者同士でのロールプレイ、小学生へのロールプレイ等を行いました。中級研修(2日間、計12時間)では、基礎研修で行った面接を書き起こして会話分析を行い、質問や応答の種類や情報量の検討を行いました。また、障害児への対応、リラクタンズ(話しながらない態度)への対応、面接者が法廷に立つ場合の注意事項や性虐待が疑われる場合に聴取すべき事項、法廷での専門家証言等について講義し、描画の導入も行いました。

効果測定のため、研修前後に、研修者に模擬面接を行ってもらいました。研修後に行った会話分析では、子どもの自由報告での発話数および文字数が増加している事がわかりました。

司法面接研修後の 児童相談業務における変化

研修参加者

岩見沢児童相談所 森みどり

児童相談所職員を対象として行われた平成21年1月19～20日、2月16～17日の2回に渡る研修を受講しました。

同じ職場から複数の職員が受講できたこともあり、日常の業務の中でも、司法面接について話題にすることが大いに増え、全体に司法面接についての認知度は増したと思います。また、子どもが誘導されやすく、子どもとの面接がいかに難しいかということの認識も深まり、改めて面接技術の向上の必要性が理解されるきっかけになったのではないのでしょうか。



幸いなことに、今のところは司法面接によって確認された子どもの言葉が、事件の立証等に結びつくような重大な事例は決して多くはないと思います。しかし、そういった事例ではなくとも、子どもが何を話すか、大人の都合や思い込みで、事実を確認する機会を損ねていないかを考え、面接を行うことは重要だと思われます。今後この面接の考え方がさらに取り入れられることで、子どもとの面接が大切にされ、子どもが守られるようになっていくと感じています。

子どもの話を しっかりと、ていねいに聞くこと

研修参加者

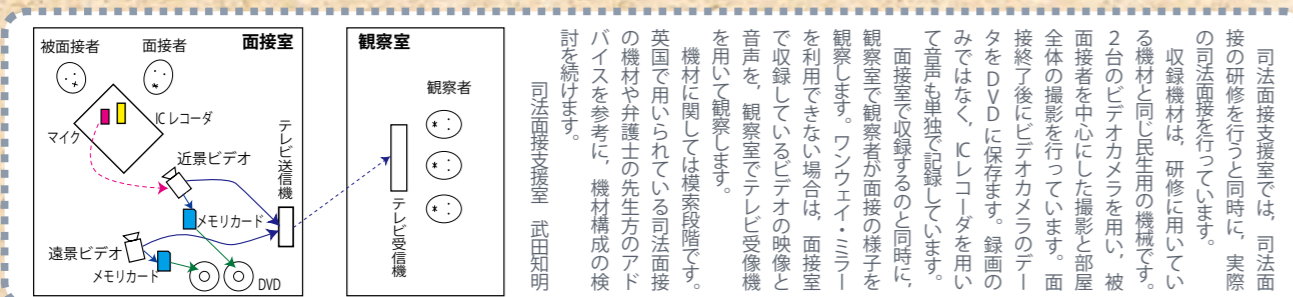
奈良県中央子ども家庭相談センター 笹川宏樹

児童虐待への相談・援助と保護・介入の相反する機能をもつ児童相談所が、司法面接の実施機関となることについては議論があるところです。また子どもへの虐待事実の詳細な聴取は、虐待場面を想起させ、更に傷つけてしまうのではといった躊躇もあります。しかし、一方では家庭裁判所への申立や、刑事告発等のためには、虐待事実の正確・客観的な把握が強く求められています。



このような現状の中で、司法面接研修後に会ったA君は「叩かれた」としか言いません。しかし、グラウンドルールから始まる司法面接を実施すると、「晩ご飯のあと」「上にのられて」「ゲーで叩かれた」などと具体的な状況話し、面接を終えるとホッとした表情をみせました。このことから司法面接は虐待事実の具体的な把握だけではなく、子ども自身にとっても重要な意味があると思います。それは子どもの自発的な発言を尊重し、誘導することなく話を聞くこと、つまり司法面接の手続きと構造が、子どもに安心感を与え、ありのままに話す勇気をもたらしただけからです。

司法面接の研修とその後の実践は、子どもの話をしっかりと、ていねいに聞くことの大切さを再認識させてくれる貴重な経験でした。



司法面接支援室 武田知明

講演会「英国警察における面接訓練の展開」

7月23日

講演会

レイ・ブル先生講演

7月23日(木)、北海道大学文学部の講義室にて英国レスター大学心理学教授、レイ・ブル博士(Dr. Ray Bull)の講演会を開催しました。ブル博士は、被疑者に対する警察官の面接や子どもや大人の被害者の面接技法に関する研究の第一人者です。警察による被疑者への面接分析や、その問題点を明確にすることによってPEACEという心理学の知見を多く取り入れた面接技法の作成にも貢献されました。講演では、主に次の2つのトピックについてお話しされました。



1. 警察による被疑者と目撃者への面接：英国での新しい取り組みと訓練法
2. 被疑者への面接に関する最新の研究

1. 警察による被疑者と目撃者への面接

時期	内容
1970-80年代	英国で、刑事手続きに関する王立委員会が設立される。アーピング(1980)は、警察による被疑者取調べの観察研究を行い、「説得やコントロールの技法」が多用されていることを示した。控訴院にて、有名な重大事件(IRA爆弾事件等)で有罪となった人々の自白のいくつかは、暴力や脅しによる「任意でなかった」ものと判断された。結果、彼らは釈放された。
1984年	警察刑事証拠法(PACE: Police and Criminal Evidence Act)が成立。以下の点が強調された。 1) 取調べの完全記録(当時は録音、現在はDVD/ビデオ) 2) 自白は任意でなければならない。 3) 弁護士を在席させる事ができる。 4) 「弱者」の被疑者には「適切な大人」が在席すること。
1992年	警察は圧力のない取調べをするようになったが、面接の技能はまだ十分でないことが研究によって示された。その結果を踏まえて、警察庁長官と政府は協同で捜査面接訓練法「PEACE」を導入。12万7千人の警察官に熟読するようにと配布され、国による訓練プログラムも開始。P=Plan(計画), E=Engage(取り組み), A=Account(説明), C=Closing(終結), V=Evaluation(評価)
2000-2002年	2002年、「弱者」(子どものみならず大人にであっても精神疾患、知的障害を持つ人)へのビデオ録画面接は司法の利益になるものであれば法廷で呈示されるという新しい法が定められた。PEACE導入の数年後、被疑者への面接は改善されたが、参考人面接への水準は依然として低い事がクラークとミルンの研究により判明した。現在は最も技能がある面接官が困難な(法廷に行く可能性の高い)事例に関して面接を行うという「5層」アプローチが実施されている。

2. 被疑者への面接に関する近年の研究

1) 自白に関する信念と事実

一般的に、「被疑者が自発的に自白することはほとんどない。自白は警察の圧力や心理的圧迫により引き出されるものである」と考える人が多いのが現状です。しかし、この考えは間違いであることが最近の研究結果でわかってきました。例えば、オーストラリアのケルら(2006)は、研究対象として面接した性犯罪者の50%は、警察の取り調べが開始される時にはすでに否認するか自白するかを決めており、その50%のうち30%は自白をしようと決めていたということです。

2) PEACE訓練を受けた面接者についての研究

ブル博士らは、政府の要請を受け、PEACE訓練を受けた面接者を対象に、彼らのスキルの研究を行いました。スキルが高いと評価された面接は、柔軟性、オープンマインド(被疑者の話に進んで耳を傾けること)、共感(思いやり)、間(沈黙)の4つの点において、スキルが低いと評価された面接者とは明らかに異なっていました。ただし、1) 不適切な圧力、2) 全ての証拠を最初の段階で開示して脅かす、3) 被疑者の発話ののっとりや介入、4) 長く複雑な質問をする、というような自白を妨げる戦略を行う面接はほとんど皆無であったという事がわかりました。これは、PEACEによって被疑者への面接が改善されたということを示しています。

3) 面接者のスキルと被疑者の応答性・行動との関係

さらに、ブル博士らは、面接者のコミュニケーションスキル、柔軟性、ラポール構築や被疑者の応答に対する反応性が高いほど、被疑者がよく応答し、面接者に協力的な行動をとる傾向にあるという分析結果を示しました。コミュニケーションスキルが高いと評価された面接者は、被疑者の気分を操作したり、発話を妨害したり、誘導質問をすることが少ないこともわかりました。



最後に、ブル博士は以下のように講演をまとめられました。

- ◆近年の研究は、犯罪者の多くが、脅迫的でない面接のもとで自白することを示している。
- ◆PEACEは伝統的に行われてきたような、圧力的な取調べの方法とは全く異なることから、警察官が適切な訓練を受けることは必須である。
- ◆近年、ニュージーランド、ノルウェーを含む多くの国々が国家として英国のPEACEアプローチを取り入れる事を決めており、他の国々も検討中である。

次回のニュースレターでは、「ブル先生Q&A」というタイトルで、私たちからの質問に対するブル先生のお答えをご紹介します。

ワークショップ

8月21日

ワークショップ

録画された子どもへの面接：面接官への反対尋問

8月21日、定例の司法面接研究会の機会を利用していただき、「録画された子どもへの面接：面接官への反対尋問」と題したワークショップを北海道大学にて開催しました。このワークショップは、6月にアメリカで司法面接法の訓練プログラム（APSAC）に仲と上宮が参加したことから企画が生まれました。APSACでは録画された面接が法廷で証拠採用された場合に、その証拠の信用性について面接官が法廷で証言するという想定した模擬裁判などの講義があり、面接を行った後のことまでを想定した訓練プログラムに2人とも大変驚きました。アメリカでは実際、司法面接を行った面接官が法廷で専門家として証言したケースがいくつもあり、日本でも今後、司法面接法が普及して面接



のビデオ録画が進むにつれ、同じようなことが起こる可能性が十分にあると考えられます。今回のワークショップでは弁護士の秀嶋ゆかり先生にご協力いただき、上宮を面接官と想定して反対尋問のデモンストラレーションを行いました。模擬裁判という設定にもかかわらず、秀嶋先生が行われた本番さながらの尋問と上宮のやりとりに緊張の空気が流れました。

さらに、北海道大学の山崎優子先生（現在、立命館大学）より、裁判員となる一般の方々から司法面接をどのように評価するかということについて調査データをもとにお話しいただきました。以下は、ワークショップでの体験についての秀嶋先生と上宮からの感想です。

模擬裁判で反対尋問を体験して

アメリカのAPSACでの研修から戻り、私自身が一番やってみたいと思ったのが、今回のワークショップの企画でした。ですが、やはり日本とアメリカでは、法制度に違いがあるため、アメリカの研修プログラムで見てきたことをそのままやったところで、果たして、日本の現状に当てはまるのかという問題がありました。その際に、仲先生より「面接を見てもらって、実際に反対尋問を本物の弁護士さんにやってもらったらどう？」とご指導をいただきました。日本の法廷に立っておられる弁護士の先生に、一度実際に反対尋問を考えていただくことで、日本での問題点、論点が浮かび上がるのではないかと考えました。実際に反対尋問を受け、特に以下の3つの点に関して大変なショックを受けました。

1. 法廷という異次元的な空間での緊張感

模擬裁判とは言え、「法廷」という場を想定して、実際に実務に携わっておられる弁護士の先生から尋問を受けるという状況は、私が普段生活している日常とかなりかけ離れた場面であったということです。大変な緊張感と、尋問に対して「間違っただことを言うてはいけない」「面接が不利になるようなことは言うては

いけない」というプレッシャーで、頭が真っ白になり、普段のゼミや研究会ではちゃんと答えられるような、司法面接についての質問に対しても自信を持って答えることができずでした。普段の生活では、多少間違っただことを言うても、後で訂正する機会があります。しかし、法廷では、自分の発言一つ一つが証拠になります。また、普段は話している人の顔を見て答えますが、法廷では検察官や弁護士の質問に対して、裁判官に向かって答えを言うという特殊なルールがあることを知りました。ついつい弁護士さんの方を見て答えてしまうと「裁判官に向かって答えてください」と言われ、裁判官に向かって答え

ワークショップ

なければと思うと、そのことに気を取られて、自分が何を答えようとしていたのかを忘れてしまうことがありました。

2. 自分の面接を自分で説明できることの大切さ

ワークショップ当日まで、どのように反対尋問に答えればいいのか、あれこれ考えたり、参考本を読んだりしてみました。ですが、そこで学んだ知識は一切使えないということに気がつきました。やはり、弁護士さんや検察官は法廷での専門家であり、私は単なる証人ですので、法律家のテクニックに勝つということは到底不可能であり、大変おこがましい考えだったと反省しました。おそらく、私にできることは、「自分の行った面接について責任を持って、自分の行った行為を正確に述べること」だけだと気がつきました。APSACの研修でも講師の先生が話しておられましたが、普段から面接を行う際に、「このときなぜこの質問を行ったのか」、また、万が一クローズ質問、誘導質問を行ってしまった場合、「その質問が面接全体にどの程度影響を及ぼすのか」「面接の重要な部分には影響を及ぼすほどのものではない」などを自分でしっかり整理し、何度も録画された自分の面接を見直しておくということが大切なんだと感じました。

3. 反対尋問中の孤独感

反対尋問の間には、だんだん孤独になってくるという体験をしました。そのためにも、自分の側の法律家（弁護士または検察官）との信頼関係も大切だということを感じました。反対尋問では、ほとんどの質問を「はい」か「いいえ」で答えなければならないため、なかなか自分の意見を言わせてもらえませんでした。そのため、なんとか訂正しなければという焦りが出てきたり、状況を全くコントロールできないということに孤独感を感じました。しかし、素人の私が自分ひとりでその状況を打開できるわけでは決まてくたさると信じられる関係性も大切だと思いました。

お忙しい中ご協力いただきました秀嶋先生に、この場をお借りして御礼申し上げます。ありがとうございました。

司法面接支援室 上宮 愛

ワークショップ／司法面接研究会

8月21日

ワークショップ

司法面接官に対する模擬主尋問・反対尋問を経験してみよう

弁護士 秀嶋ゆかり

北海道大学の上宮愛さんからの依頼で、8月21日に、上宮さんが面接官として小学校2年生の「女の子」への司法面接を行った証拠VTRを見たうえで、面接官への模擬主尋問、反対尋問を行った。

最初は、検察官（ないしは裁判官）の立場で、主尋問を実施。司法面接自体、まだまだ馴染みがないため、面接官の立場・専門性について、面接技法について、さらに、VTRを証拠採用してもらうための要件（証拠能力）について、それぞれ確認する質問を行うとともに、今回のVTRの内容の信用性についても証言していただいた。具体的には上宮証人の立場・専門性の確認とともに、被害が発覚した直後に、「女の子」の供述が汚染されない状況のもとで、司法面接の技法に即した形でやり取りがなされ、録画が最初から最後まで通しでされていることを、丁寧に答えていただいた。



ただ、「司法面接」「ラポール」等の用語の説明も、司法関係者にとって聞き慣れない言葉であるため、確認が必要であると感じた。

「弁護士」の反対尋問は、当然ながら、上宮面接官に、事前に質問事項を一切知らせず、ぶっつけ本番であった。証人初体験の上宮さんには、厳しかったのではないと思う。まず、面接官の立場、VTRをとることの意味、刑事事件の証拠になる可能性があることなどについて、「女の子」に説明していないこと、を確認した。いずれも、「はい」としか答えられない質問である。

続けて、VTRに日時の記事がないこと、VTRが誰に見られるかを十分説明、確認していないこと、事前に担任の先生から兄からの性虐待の疑いという説明を受けていたこと、さらに、

面接の方法が、「女の子」の自発的な言葉・内容をそのまま聴取せず、「女の子」が「ピーピー」と述べたことを、「大切なところ」と言い直してしまったところが、暗示、誘導になっている可能性を確認し、さらに、触られた場所、部位やどのように触られたのか、過去にも類似のことがあったといながら、その態様を確認していないとの点を質問した。いずれも、「はい」としか答えづらかったため、反対尋問としては大成功!?である。

しかし、面接を受ける「被害者」が幼い子どもの場合、面接官の立場、VTRがどのように使われるかを、子どもに説明する必要があるとの立場で反対尋問せざるを得ない面、子どもからみれば、逆に説明を受けてしまうと話すことを拒んだり、躊躇する場面が出てくるだろう。また、子どもが被害の日時、詳しい態様を言えない場合、被害内容（被告人にとっては公訴事実）の特定性が必ず問題とされるであろう面、だからと言って被害がなかったことにはならず、結局どの程度の特定で足りるのか、という点も、かなり議論になり得るだろう。

面接官が、子どもの言葉を置き換えることも状況によっては必要になるが、置き換えによって全体としての信用性が低下する危険性があることには、注意が必要であると感じた。

いずれにしても、初体験で、私自身が、面接官の立場を十分踏まえて尋問できたかは疑わしい。再度、模擬尋問の機会があることを期待したい。上宮さんには、大変お世話になりました。本当にお疲れさまでした。

【注釈】録画された面接では、子どもが兄に「ピーピーに触られた」と話した。さらに「ピーピー」について質問すると「おしっこが出る所」と答えた。

2009年度 司法面接研究会 予定表

司法面接研究会は道内の児童相談所の先生方を中心に専門家の方々を交えた司法面接についての勉強会です。月に一度のペースで主に「札幌市児童相談所」や「札幌こころのセンター」を

会場として開催しています。年に数回、北海道大学を会場としてワークショップや一般の方を対象とした講演会を開催する予定です。

回	日付	内容
1	4月17日	年度計画の確認、面接の概要
2	5月22日	◆グラウンドルール
3	6月26日	◆ラポール：相手に話させる ◆自由報告への導入：導入のボキャブラリ
4	7月23日	英国レスター大学のレイ・ブル教授による講演会「英国警察における面接訓練の展開」
5	8月21日	ワークショップ「録画された子どもへの面接—面接官への反対尋問」

回	日付	内容
6	9月11日	◆ベアド質問の多用【NICHD】
7	10月23日	事例検討-1
8	11月6日	事例検討-2
9	12月11日	事例検討-3
10	1月15日	◆クロージング、◆環境・機材の準備、◆面接の流れ
11	2月26日	講演会（予定）
12	3月12日	ふりかえりと討論

司法面接研究会

北海道大学グループ：上宮 愛 レポート

APSAC 研修レポート

6月1日-5日 APSAC

6月1日より5日間、アメリカのワシントン州シアトルで行われる、アメリカ児童虐待専門家協会 (The American Professional Society on the Abuse of Children : APSAC) 主催の司法面接研修に参加しました。APSACは、児童虐待や家庭内の暴力の問題に直面する子どもやその家族に対応する専門家に教育や情報提供を行っている機関です。

今回の研修は、児童虐待やその関連領域で仕事をする専門家を対象とした司法面接法の研修で、ワシントン州シアトルで行われました。5日間のプログラムでは、面接法の理論、その背景にある学術的知識、アメリカの児童虐待やその支援システムの現状などについての講義をはじめ、面接官が裁判で証言するなどの状況を想定した応用的な問題について取り上げた講義なども行われました。

朝教室に入ると、机の上に研修で使う資料をまとめたファイルと教科書が何冊かおいてありました。日々の業務が忙しい実務家の方のために、APSACが推奨する本を選んでこの研修で配ってくれるのです。研修では面接法の技術だけではなく、その理論や背景にある研究などの情報も知ってもらうという目的があるのだということが、その教科書の量から伝わりました。

まず、初日は1日講義が行われました。内容は、面接法の理論、その背景にある学術的知識、「話しながら子どもへの面接」などについてでした。APSACのガイドラインでは、面接の目的を以下のように定義しています。①完全な、そして、正確な報告を引き出す、②虐待の申し立てを確証する、もしくは、論駁するような情報を収集する、③あらゆる可能性、解釈を考える (公平、客観的であること)。さらに、面接者のゴールは2つあるということです。①虚偽の報告を行わせないこと。つまり、質問が記憶を変えたり、ゆがめてはいけない、commission エラーを防ぐこと。②完全で正確な報告を得ること。子どもが話さないという状況に打ち勝つ。子どもに正直に話すように動機づけ、信頼できる情報を最大限にし、トラウマを最小限にする、omission エラーを防ぐことです。



また、司法面接とセラピーとの違いについて分かりやすく説明してくださいました。

講義の中で印象に残ったのは、「司法面接は、サイエンスとアートだ」と言った講師の先生の言葉でした。司法面接は、心理学の基礎研究によって得られた知見をもとに構成されており、どのような質問をすれば誘導が少ないかと言ったことはさまざまなデータで示されています。そのような点で、面接はサイエンス (科学) であるといえるということでした。その一方で、シナリオ通りの面接はないし、被面接者も様々です。正しい面接、同じ面接というのは存在せず、その時の面接官と被面接者とのやりとりによって進んでいくものです。そのため、柔軟に、その場その場で次に何を聞けばよいのか、また、プロトコルどおりにこの子どもの場合、このケースの場合は進めてよいのかなどの判断を下していかなければなりません。それが面接のアート (芸術的な) の部分だということです。サイエンスばかりでもだめだし、アートばかりでもだめ。司法面接は知れば知るほど奥が深いと感じました。

さらに、研修のうち3日間は半日、8名ずつのグループに分かれ、子どもに扮した本物の

要素	司法面接	セラピー / 臨床の面接
クライアント	裁判所	子ども
文脈	法的	治療的
立場	中立	支持的
データのタイプ	事実のみ	主観的経験
構造	より構造的	あまり構造的ではない
方法	誘導的ではない	時々誘導的
ファンタジー	現実のみ	時々ふりをする
証拠資料	ビデオ	メモ
成果	長い報告	短い報告
記録の見直し	確実に行う	行うこともある
コンタクトの長さ	1~3セッション	数回~多い

の役者さんを相手に面接を行うロールプレイがありました。この研修には、さまざまなバックグラウンドの人達 (セラピスト、医者、チャイルドプロテクションの職員、司法面接官、心理学者など) が参加していて、いろんな人が面接を実際に行っている場面を見ることは非常に興味深く、貴重な体験となりました。とくに、技術的な面 (どのような手続き、質問の種類が適切か) という点よりも、言葉では説明できない部分、例えば、面接官としての雰囲気、立ち居振る舞いについて学ぶことが多くありました。自分がどういふ人間であるのかを自分自身が理解する。そして、自分のスタンスはどのようなものかを見極めることも面接官として大切なことだと思いました。面接は、技術の問題だけではなく、面接官のパーソナリティ、雰囲気など自分自身を理解し、コントロールするところはコントロールしていかなければならないんだと改めて思いました。

このほか、録画した面接のビデオが裁判で証拠として採用され、その証拠の信用性を判断するために、面接官が証人として法廷に出廷するという事を想定した場合の反対尋問に対する準備について取り上げられた講義もありました。また、ティーンエイジャーへの面接、障害を持った子どもへの面接、警察官との連携の取り方、通訳者を介した面接など様々な講義が行われました。

今回このAPSACの研修に参加することで、本プロジェクトの足りない部分、改善点、また、プロジェクトで今後取り上げていく必要がある部分などが具体的に見えてきたように思います。さらに、日本には日本独自の文化、司法システム、実務のシステムがあると思いますので、日本オリジナルの司法面接についても考えていくことが大切だということにも改めて気づく機会となりました。

司法面接支援室 上宮 愛



北海道大学グループ：栗田 聡子 レポート

7月26日-31日 SARMAC

SARMAC 会議レポート



7月26日から5日間、京都平安会館にて、SARMAC (Society of Applied Memory and Cognition : 応用記憶認知学会) の会議が開催され、28日には司法面接をめぐるシンポジウムが、ブル博士 (英)、マーチン博士 (豪)、メモン博士 (豪)、仲によって行われました。SARMACは1994年に記憶や認知分野の基礎研究と応用研究をつなぐ研究を促進するために設立された国際学会で、公式ジャーナルとして Applied Cognitive Psychology を発行しています。今回の会議は13回目にあたり、世界各国の心理学研究者によって、目撃証言の心理学、子どもの記憶や嘘の判断等に関する最新の研究結果が数多く発表されました。以下が、プロジェクトからの研究発表です。

A developmental study with children in normal environment and those under stress. (通常の環境とストレス環境にある子どもの発達研究) By Naka, M.

主な研究結果: ストレス下にある子ども (保護児) は、通常の環境で育った子どもよりも自分の感情を表す語彙量が少なく、特に否定的な感情表現にその傾向がある。そのグループ差は年齢とともに増すことがわかった。

A comparative study of abused and non-abused children's levels of understanding of truths and lies. (虐待児と被虐待児の真実と嘘の理解に関する比較研究) By Uemiyu, A., Matsuda, E., Naka, M., & Koyama, K.

主な研究結果: 保護児と一般児の嘘と真実の理解について比較したところ、保護児は一般児に比べて、言語的に「嘘」や「本当」を適切に説明できないことが示された。また、嘘をつくという行為も保護児は一般児に比べて適切な嘘がつかないという結果であった。

What is the most effective interviewing method to facilitate children's verbal report. (子どもの口述を促す最も効果的はインタビュー方法とは何か) By Matsuda, E., & Naka, M.

主な研究結果: 保護児たちに指人形劇のDVDを観せ、その内容について1)言葉のみ、2)絵を描いてもらう方法でインタビューして発話量と正確さを調べた。結果、絵を描いてもらいながらのインタビューが子どもの発話量を増やすことがわかったが、年少の子ども (4歳) の場合は、不正確な発話を増やす結果となった。

Dimension of Attention: Media structure, content, cognitive load and overload.

(注目の要因: メディアの構造と内容がどう認知的過負荷に関係するか) By Kurita, S., Gao, Y., Lang, A., Lee, S., & Wang, Z.

主な研究結果: メディアには様々な視覚情報が含まれる。次の画面が前の場面と関係のない視覚情報を含む際に、最も認知的負荷が要求され、記憶にも残りにくい。感情的な内容の変化を含む画面は、認知的に負荷をかけやすいが、一番記憶に残りやすいことがわかった。



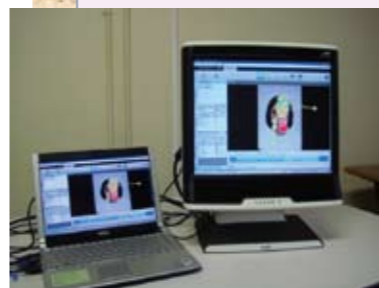
司法面接支援室 栗田 聡子

福岡教育大学グループ：杉村 智子

研究

アイトラッカー

杉村グループでは、本年度、①子どもの人物識別の正確性に及ぼす言語供述と人物の変装の影響についての検討、②眼球運動測定装置を用いた人物同定時の処理情報検出に関する研究、の2つについて、研究をすすめています。ここでは、②について、ご報告したいとおもいます。②では、眼球運動測定装置を使って、例えば、2つの写真の人物が同じ人物であると判断するときや、人物の性別を判断するとき、人物の顔のどの部分に注目して判断しているかを成人と子どもで比較し、



子どもの視覚情報処理の特長について検討する計画をたてています。8月に眼球運動測定装置 (トビー社 アイトラッ

カー T 60) が手元に届いたばかりで、現在、操作方法を学ぶのに、装置と格闘しています。それでは、アイトラッカーとはどんな器械かについて、以下に簡単に説明します。

アイトラッカーは、ひらたく言えば、「人がどこを見ているのかわかる」器械です。例えば、顔の映像を出した場合、「一番注視時間が長いのは鼻の付近である」とか、「注視回数が多いのは目であるとか」「笑顔とふつうの顔を並べて提示すると、笑顔のほうをよく見る」等のことが、数値として測定できる器械です。写真の右がアイトラッカーの本体です (左はパソコンです。画面には実験刺激の試作品がうつっています)。

アイトラッカーの最大の特徴は、従来の眼球運動測定装置では必要であった、かぶりもの (ゴーグルのようなもの) をすることなく、画面の前に座ってもらうだけで、画面のどこをみているかが解析できることです。

何も装着する必要がないという点は、赤ちゃんや小さい子どもを対象とした研究には非常に便利で、実際、この器械は赤ちゃん研究で世界中で用いられているようです。何も装着せずにどうやって注視点がわかるのかというしくみは、アイトラッカーの画面の下部に、黒い領域がありますが、そこから赤外線が出ており、眼球からの反射を計測しているということです。

九州内の心理学関連施設の中では、唯一、九州大学人間環境学研究院 発達心理学研究室にアイトラッカーがあります。同研究室の橋 彌 (はしや) と秀先生が、赤ちゃんを対象に、アイトラッカーを使用した実験をされているということで、先日、実験室におじゃまして、実際の実験刺激を見せていただいたり、ソフトウエアの操作方法についてご教示をいただきました。とても参考になり、今後の励みにもなりました。

福岡教育大学 杉村 智子



カレンダー

日付	内容
4月1日	支援室新メンバー着任。新生支援室スタート！！
4月12日	【東京】司法面接勉強会：onestopセンター・CARES NORTHWEST 視察の報告
4月17日	【札幌児童相談所】司法面接研修会第1回：onestopセンター・CARES NORTHWEST 視察の報告
4月22日	札幌法と心理学研究会：中野育子先生「発達障害と少年非行の問題について」
4月24日	【警察大学校研修】第84期研修生（特別捜査幹部科）講義：被害児童に対する面接技法（道警サポートセンター）
5月11日	社団法人 情報教育研究所 永坂 武城 先生が司法面接支援室をご訪問
5月22日	【札幌児童相談所】司法面接研修会第2回：グラウンドルール・ラポール形成
5月25日	札幌法と心理学研究会：仲真紀子先生「司法における偽りの記憶」
6月1日-5日	【ワシントン州, シアトル】米国被虐待児専門協会（APSAC）研修
6月11日	北海道児童相談所長協議会に参考出席
6月17日	札幌法と心理学研究会：荒川歩先生「裁判員裁判における裁判官と裁判員のコミュニケーションとその機能」
6月20日	【東京】司法面接勉強会：話したくない子ども
6月22日	【東京】弁護士会館研修
6月22日	室員 栗田着任。支援室メンバーが全員揃いました。
6月26日	【札幌児童相談所】司法面接研修会第3回：自由報告・話したくない子どもへのアプローチ
7月6日-9日	【ユタ州, ソルトレーク】Children's Justice Center (CJC) 研修
7月13日	北海道女性医師の会との合同勉強会「性虐待を受けた可能性のある子どもへのケア - 司法面接とメディカル -」
7月16日	【札幌法と心理学研究会】秀嶋ゆかり先生「目撃証言の信用性が問題となった裁判報告」
7月22日	英国レスター大学 犯罪心理学部のレイ・ブル教授よりプロジェクトの評価をいただきました。
7月23日	英国レスター大学のレイ・ブル教授による講演会「英国警察における面接訓練の展開」が開催
7月26日-30日	The 8th Biennial Meeting of the Society for Applied Research in Memory and Cognition (SARMAC, Kyoto)
8月10日	【東京】弁護士会館研修
8月21日	【札幌児童相談所】司法面接研修会第5回：録画された子どもへの面接 - 面接官への反対尋問 - ワークショップ
8月26日-28日	日本心理学会第73回大会（立命館大学）
9月10日	旭川講演会「子どもから出来事を聞き出すアプローチ」
9月11日	【札幌児童相談所】司法面接研修会第6回：NICHD プロトコル（ペアード質問）
9月17日	【札幌法と心理学研究会】関口和徳 先生「痴漢事件における供述の信用性判断一名倉事件最高裁判決を契機に」
9月21日, 22日	日本教育心理学会第51回総会（静岡大学）
9月26日	北海道女性医師の会主催のゆいネット会議で本プロジェクトのご紹介をさせていただきました。
10月1日	【札幌法と心理学研究会】高野隆 先生「偽りの記憶一本庄保険金殺人事件の真相」
10月4日	司法面接研修
10月5日, 6日	2009年度司法面接研修会第1クール1回目
10月23日	【札幌児童相談所】司法面接研修会第7回：事例検討
10月25日, 26日	法と心理学会第10回大会（國學院大学）
10月16-18日	子どもの虐待防止センター（CCAP）「日本版 性虐待を受けた子どもへの事実確認面接ワークショップ」
10月23日	【札幌児童相談所】司法面接研修会第7回：事例検討
10月25日, 26日	法と心理学会第10回大会（國學院大学）
4月-10月	4月から10月までの間に、司法面接を実際の事例に対して3回実施しました。

募集中

お子様 調査協力者

面接法の研究や研修にはお子様の協力が欠かせません。「犯罪から子どもを守る司法面接法の開発と訓練」プロジェクトでは、幼児から高校生まで、広くお子様の協力者を募っています。

- ◆調査への協力者（アンケートや面接調査への参加）
- ◆研修での「面接されるお子様」役

北大・文学研究科にての調査や研修にご参加いただけます。保護者の方の同伴も可能です。お子様に、効果的な報告ができるようになっていただけるよう、教育的配慮をもって調査、研修を行います。

受付中

司法面接に関するご相談

「犯罪から子どもを守る司法面接法の開発と訓練」プロジェクトでは、司法面接の研修や実施に関わることをご相談を受け付けています。

募集中

大学院生募集

北海道大学大学院文学研究科・仲研究室では子どもの記憶、コミュニケーション、認知発達、司法面接等に関する研究を目指す大学院生（修士、博士）の受験をお待ちしています。大学院受験については北大文学研究科のHPをご覧ください。

<http://www.hokudai.ac.jp/letters/>

「司法面接法の開発と訓練」プロジェクト事務局
（司法面接支援室）

060-0810 札幌市北区北10条西7丁目
北海道大学 大学院 文学研究科 内
電話 / FAX : 011-706-2306
child@let.hokudai.ac.jp
<http://child.let.hokudai.ac.jp/>

プロジェクト代表
北海道大学大学院文学研究科 心理システム科学講座
教授 仲真紀子
mnaka@let.hokudai.ac.jp